

佐々町内の 事業者の皆様へ 佐々町(配付型) 生活応援商品券 はじまります!

今回、佐々町生活応援商品券の開始にあたって「佐々っ子応援商品券」の取扱店様におかれましては、そのまま引き続き取扱店として継続できます。
(※今回、口座変更あり・新規もしくは辞退される店舗のみお知らせください)
今回の販促キットは新しくなりますので、出来上がりましたらハガキ等にてお知らせいたします。

発行予定総額

4,200万円

佐々町では、物価高騰の影響による町民の負担軽減及び地域活性化を図るため、「佐々町生活応援商品券」を発行します。(一人あたり3,000円)
そこで、佐々町内で商品券を使える取扱店を募集しますので、積極的なご参加をお待ちしています。

参加資格

佐々町内に店舗・事務所があり、消費者に直接、商品・サービスを提供する方

商品券の使用対象とならない商品やサービス(※)のみを扱う方、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当する業種の方などはご参加いただけません。

募集期間

令和7年 3月12日(水) ▶ 3月28日(金)

※本期間の登録分は、商品券に同封する『取扱店一覧』に掲載します。
※上記期間以降も随時お申込みいただけます。

手数料等

取扱店区分	登録料	換金手数料	振込料
佐々町商工会員	なし	なし	原則なし
佐々町商工会員でない事業所	なし	3%	実費

※換金はすべて取扱店指定の口座への振り込みとなります。

申込方法

新規で申請される方は、裏面に記載の上、換金後の振込を希望する口座通帳の写し(おもて面と通帳を開いた1・2ページ)を添えて、佐々町商工会(事業受託機関)まで申し込みください。

※佐々っ子応援商品券にて登録された事業所で、引き続き継続される方、もしくは、口座の変更がない場合は、提出不要です。変更がある場合は、提出をお願いします。

※商品券の使用対象とならない商品やサービス

●たばこの購入 ●風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当する営業への支払い ●出資、債務の弁済など金融商品への支払い ●国や地方公共団体への支払い(税金、電気・ガス・水道料金などの公共料金) ●有価証券、金券、商品券(ビール券、図書券、事業者が独自に発行する商品券など)やプリペイドカードなど換金性の高いもの ●土地、家屋、家賃、地代・駐車場などの不動産に関わる支払い ●商品券の交換や売買、現金との換金 ●特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの ●その他、「生活応援商品券」の趣旨に沿った商品やサービスとして適当でないと認められるもの

商品券の有効期間

令和7年 5月3日(土) ~ 令和7年 8月31日(日)

換金期限

令和7年 9月19日(金)

〈発行〉 佐々町 担当課: 企画商工課商工観光班 Tel: 62-2101

事業受託機関 佐々町商工会 Tel: 62-3171